

八街づくりなごや

建築協定 第26号

●平成29年8月28日発行
●名古屋市建築協定連絡協議会
●事務局／名古屋市住宅都市局建築指導課内
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1

第二十二回 名古屋市建築協定連絡協議会総会を開催

平成二十九年五月二十一日（日）、アイリス愛知において、名古屋市建築協定連絡協議会平成二十九年度（第二十二回）総会を開催し、二十四地区の出席がありました。

第一部では、活動報告として、「平成二十八年度連絡協議会の活動報告」がなされました。また、第一号議案「平成二十九年年度連絡協議会の活動計画（案）」について審議が行われ、原案どおり議決されました。

第二部では、名古屋大学減災連携研究センター長・教授の福和伸夫氏をお迎えして、「大震災に備え見たくないものも見て転ばぬ先の杖を」をテーマにご講演頂きました。



「建築協定の活動が実りあるものに」 建築協定連絡協議会会長 鬼頭國二

建築協定連絡協議会は建築協定の啓発と普及を目的として活動しています。

昨年度の活動を振り返ってみますと、五月の総会での公開講演会では、大阪府協議会の代表の方に活動状況をお話いただきました。大阪府は、先進的な活動をされ、特に優良地区の表彰制度が印象的でした。

十一月の勉強会では、協定の締結・更新の手續きについて、行政と地区代表より解説と経験発表がありました。厄介な手続き問題をより改善することに役立つものと考えています。

本年三月の全地区委員長会議では、KJ法を用いて全員参加によるグループディスカッションを行い、活発な意見交換が行われました。

また、昨年度は建築協定運営ガイドの改訂版を発行しました。

これらの活動を通じて、建築協定地区の運営を実りのあるものにしていき、地区の住環境の維持増進に役立てていきたいと思っています。

普及・PRの面では、建築確認申請機関へのPRのほか、本年度は、総会公開講座の案内を初めて広報なごや、ラジオ放送を通じて行いました。また、これとは別に、名古屋市の建築協定の紹介記事が一般紙に掲載されるようになりました。マスコミでの報道は、一般市民の建築協定への関心を高めるため効果的であると思っています。

地区の拡大については、本年度は、名東区にて大規模な協定地区の認可に向けた動きがあります。協定地区が広がることで、市民の認識度が高まると思っております。

今後とも協議会の活動にご協力をいただき、建築協定の活動がより実りのあるものとなりますよう、よろしく願いいたします。

「都市の魅力づくりの重要性」

名古屋市長 山口啓一

皆様方には、日頃から名古屋市政及び建築指導行政の推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、名古屋市では、二〇二七年リニア中央新幹線開業を控える中、名古屋駅の総合駅舎の取組みを行っております。また、名古屋駅南側のさしまライブ24地区では、区画整理が済み今年秋にはまち開きが行われようとしています。

一方、栄の方では、久屋大通公園の再生や、名古屋城天守閣の木造化、都心を走る新たな路面交通の計画を進めております。

そのほか、金城ふ頭にあるレゴランドとささしまを水運で繋ぐ計画も進めています。

都市の魅力づくりは、観光だけではなく、住みたくなるまちにすることが重要であると考えております。その中では建築協定制度は非常に重要な制度であります。自主的なまちづくりを目指すという意味で画期的で先進的な取り組みが行われています。

市内には四十一の建築協定地区がありますが、皆様の建築協定地区が永く後世に引き継がれ、さらには、地域のまちづくりのお手本となり、建築協定地区が広がっていくよう皆様とともに取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

「建築協定の普及」

建築協定連絡協議会顧問 伊藤政行

名古屋市域における建築協定地区の配置を見ますと、東の方の区で非常に多く、西の方では少ないという偏りが生じております。今後、協定地区を増やしていくためには、このようなことも参考としながら、役員会で議論し将来の活動に繋げていただきたいと思います。

また、啓発活動やマスコミへのPRを行って、建築協定をメディアに知っていただき、協定はいいものだとして理解してもらえようになればと考えております。

【第二部】 講演会

「大震災に備え見たくないものも見て

転ばぬ先の杖を」

名古屋大学減災連携研究センター長・教授 福和 伸夫 氏

第二部では、名古屋大学減災連携研究センター長・教授 福和伸夫氏をお招きし、「大震災に備え見たくないものも見て転ばぬ先の杖を」と題して、現在の危機管理の問題点や減災への取り組み等についてご講演頂きました。聴講された方は、各地区の委員長はじめ一般からの参加者を含めて約四十名でした。

*** 講演概要 ***

私たちは見たくないことを見ないで、心を安定に保つというのをしがちです。南海トラフ地震は避けては通れません。現状の見たくないことをきちんと見て、直しておくべきことを直しておかなければ、私たちの国は大変なことになります。見たくないことをできるだけ見て、転ばぬ前に、安全なまちにしたいというのが今日のお話の主旨です。

◆ 映画で楽しみながら見る ◆

失敗学の先生である畑村洋太郎氏は、福島原発の事故調査・検証委員会最終報告をまとめた時に、委員長所感として、「見たくないものは見えない。見たいものが見える。」とおっしゃいました。誰でも、見たくないものを見ると気分が良くないものです。しかし、今はそうは言っていない状況にあります。そこで、楽しんで見る一つの方策として、「シン・ゴジラ」を見ていただきたいと思います。

私は、某省庁の防災担当者に勧められてこの映画を

見に行きました。

この映画は、災害対応の様子がよく描かれており、東日本大震災をモチーフとした場面も数多く出てきます。

冒頭は会議に次ぐ会議。東日本大震災の時と同じです。ゴジラ対策をどうするか、何の法律に基づいて対策をすればいいのかということと喧々諤々。スマートフォンにはSNS情報が届くのに、国の省庁経由の情報はなかなか届きません。結局、災害対策基本法に則って、「災害緊急事態の布告」を総理大臣が宣言し、官邸地下の危機管理センターに官邸対策室を設置します。各省庁から非常に多くの人が参集しますが、互いに仕事を押し付け合い、対策が遅れます。

また、映画の中の都民避難の場面では、関東地震を思い起こされますし、ゴジラ対策として登場するコンクリートポンプ車は、東日本大震災の時に福島原発の原子炉への注水に使用されたものと同じですので、震災当時の様子と重なります。

この映画を見ることで、我が国の災害対応の現状がわかります。

また人に勧められて「太陽の蓋」という映画を見まし



た。これは福島原発事故を題材とした映画です。登場する政治家は全て実名です。これを見ると、民間電力会社の情報がちゃんと官邸に上がってこなかった状況がよくわかります。実際に、地震発生後二時間が経った時のニュースを見ると、正しい情報が国に伝わっていないことがわかります。

見たくないことを見るのはなかなか難しいですが、このような映画を介してだったら、見ることができると気がつきました。

◆ 災害の歴史を見る ◆

過去の災害の歴史を見ると、現在の災害の起り方に似ています。過去に起きたことは、これから起きても不思議はないと思います。特に防災に関しては、万が一のことが起きても大丈夫なようにしておく必要があります。

和歌や方丈記などにも地震や津波の様子が書かれています。「真田丸」のドラマでも、天正地震が出てきます。家康を攻めるため、大垣城に兵を集結しているところで地震が起き、大垣城が倒壊して、家康が命拾いしました。この地震により、木舟城や長浜城が倒壊し、帰雲城は帰雲山の山崩れにより埋没、清洲城は液状化しました。

江戸開府の二年後、一六〇五年に慶長地震が起き、静岡から三重にかけて津波の被害を受けました。それを教訓として、東海道は台地の上を通しました。しかし、蒸気機関車を通す時には、火の粉を吐き、騒音や煙を出すからと、海側に通したため、街が海側に移動してしまいました。この状況をなんとかしようと、第二東名高速道路と第二名神高速道路は、いずれも陸側に通すことにしました。

一六一〇年、家康の命により、液状化した清洲城から名古屋へ引越越し、名古屋城の築城が開始します。西と北は天然の要害、南と東に武家屋敷と寺町をつくって防備を固め、震災前に高台移転に成功しました。

その後も、慶長三陸地震、元禄地震などが起こり、一七〇七年、宝永の過去最大の南海トラフ地震が起きま

す。この地震で西日本が大打撃を受け、富士山が大噴火します。

幕末、たった五年の間に、十一の地震が起きます。そこに大暴風が江戸を襲い、さらにはコレラの流行もあって、社会は混乱します。

このように災害の歴史を見ると、江戸時代が終わったのは、西郷隆盛や坂本龍馬ではなく、地震が数多く起きたことの方がより影響が大きかったように感じます。

一八九一年、濃尾地震が起きます。名古屋に多くあったレンガ造の建物が倒壊し、愛知県庁も倒壊しました。これが、世界の地震学や耐震工学をつくった地震です。七千人以上の人が命を落としました。日本が近代の文明国家として、やつと形を整えた瞬間に濃尾地震が日本のだ真ん中を襲ったのです。当時の日本の人口約四千万人に対し、七千人以上が犠牲になったということは、東日本大震災よりはるかにひどい被害を受けたこととなります。その後も、戦争や続発する地震により大きな被害を受け、さらに太平洋戦争に突入し、東南海地震、三河地震により甚大な被害が出て終戦を迎えます。

敗戦後、南海地震と福井地震が追い打ちをかけます。そしてその後四十年間、たまたま大都市を襲う地震がなかったこともあり、日本は復活することができました。歴史から見てもわかるように、地震は百年程度に一回起こります。前回から七十年以上たちました。子供たちのために、今何をすべきかということ深く議論しなければいけません。去年だけでも、噴火が二回、地震が五回、そして、台風がやってきました。やるべきことはやらないとこの地区は守れません。

◆◆熊本地震を見る◆◆

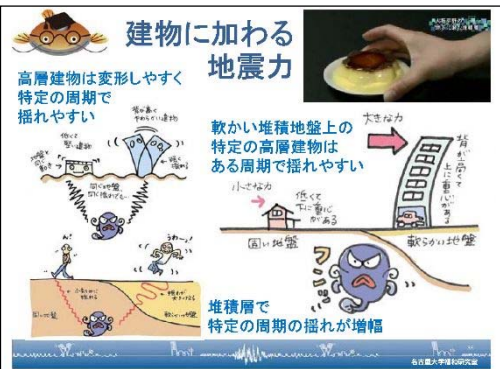
昨年の熊本地震による西原村の揺れは非常に怖いものでした。震度七でも、新耐震基準だから大丈夫というのは嘘です。震度七で倒壊しないという計算はしていません。しかし、西原村役場は無傷でした。それは、低層で壁が多い建築物であり、構造計算以上の強さがあるからです。また、西原村は、人口六千九百人に対し、二五五人も消防団員がいます。夜明け時点で、各消防団

から被害情報が集まり、行方不明者ゼロ。人命救助や瓦礫撤去においても消防団が活躍しました。消防団員は人を救出する訓練もしていましたので、災害時にもしつかりと救出することができました。行政に頼るのではなく、自分たちで対応すること、被害者を減らし、震災後の片付けもより早く進めることができました。この地震で壊れた木造建築物を建築年別でみると、建築基準法で耐震壁の量を増やした一九八一年以降のものに比べ、一九八一年以前の建築物の被害率が顕著に大きくなっています。建築物のバランスを良くし、金物補強をするようになった、二〇〇〇年以降のものはさらに安心です。皆さんの住宅は耐震診断を行いましたか。名古屋市の無料耐震診断や耐震改修助成、耐震シエルターや防災ベッドの助成制度を利用し、ぜひ耐震対策をしてください。

◆◆耐震基準を見る◆◆

日本国憲法は第二五条で、皆さんの最低限の生存権しか保障していません。第二九条では、財産権を侵すなど言っています。そして、建築基準法では建築物の最低基準しか定めていません。日本の耐震基準は、一定の建物の揺れに対して設計しています。建物の揺れに対して設計しているのだから、揺れやすい建物はつくってはいけません。それから、揺れやすい地盤に建物をつくっても損します。

昔は、柱も壁も全部を考えて設計していません。柱だけで地震の揺れに耐えるように設計していません。という事は、壁がある分だけ余裕があったのです。今は、



私には、知れば知るほどよくない状況にあることがわかり、自分の命は自分で守る必要があることがよくわかってきましたので、自分の家で対策をしました。まず、井戸を掘りました。それからとうとう、やったことのない畑仕事を始めました。そして、太陽光発電をのせて、夜も使えるように蓄電池も入れて、もうここまでは、夜も使えるように蓄電池も入れて、もうここまでは、対策は人それぞれだとは思いますが、よいまちを守っていくためには、ご自身の家も守っていかなくてはなりません。ご自身の家も守っていかなくてはなりません。ご自身の家も守っていかなくてはなりません。

◆◆自分たちのまち・住まいを見る◆◆

戸建住宅はしっかりと補強すれば安全ですので、耐震診断、耐震補強をしてくださいと一生懸命お話ししています。

建築年と安全性

- 新しい耐震基準ほど耐震性能は高い
RC: 1971 & 1981、木造: 1981 & 2000
- 新しいほど戸建住宅はプレハブ・ツーバイフォー比率が高い
→ 堅い → 戸建住宅の被害率は新しいほど減少

集合住宅は高層化している
(神戸では、中高層建物の被害は多かった)
コスト至上主義になっている
(バリューエンジニアリングで余裕が減っている)
建設する地盤条件が悪化している
→ 軟かい地盤に軽く軟かい建物 → 実力低下?

平成 29 年度 協議会活動日程予定

活 動 内 容	実 施 時 期
第 1 回役員会	平成 29 年 4 月 19 日
第 22 回総会	平成 29 年 5 月 21 日
機関紙づくり(第 26 号)	平成 29 年 5 月～ 平成 29 年 8 月
第 2 回役員会	平成 29 年 7 月 19 日
機関紙の発行(第 26 号)	平成 29 年 8 月
第 3 回役員会	平成 29 年 8 月
第 4 回役員会	平成 29 年 10 月
勉強会	平成 29 年 10 月～ 平成 29 年 11 月
建築協定 PR 活動	平成 29 年 11 月～ 平成 29 年 12 月
第 5 回役員会	平成 30 年 1 月
全地区委員長会議	平成 30 年 3 月
第 6 回役員会	平成 30 年 3 月

◇◇ お知らせ ◇◇

■協定の現況(平成二十九年七月末現在)

地区 四十二地区
協定者 約五一九〇人
面積 約一〇四万㎡
(全市域の約〇・三二%)

■協定地区の紹介

(平成二十八年八月～平成二十九年七月分)

○更新地区

《南明町3丁目》

・所在地 千種区南明町3丁目

・認可日 平成二十八年十月三日

・期間 五年間

《高峯町住宅地区》

・所在地 昭和区高峯町

・認可日 平成二十九年六月十四日

・期間 十年間

○自動更新地区

《みどりヶ丘南地域》

・所在地 緑区ほら貝一丁目・三丁目

・更新日 平成二十八年七月十四日

・期間 十年間

《アーバニア千代田》

・所在地 中区千代田五丁目

・更新日 平成二十八年九月一日

・期間 十五年間

《丸屋町5丁目(北地区)》

・所在地 昭和区丸屋町5丁目

・更新日 平成二十九年一月十二日

・期間 十年間

《鳴子東地区》

・所在地 緑区鳴子町4丁目・5丁目

・更新日 平成二十九年二月二十七日

・期間 五年間

《丸屋町6丁目5組》

・所在地 昭和区丸屋町6丁目

・更新日 平成二十九年三月二日

・期間 十年間

《徳波町》

・所在地 千種区徳波町1丁目・2丁目・3丁目

・更新日 平成二十九年六月八日

・期間 五年間

■更新を迎える地区

(平成二十九年七月末現在)

平成三十年八月までに更新及び自動更新を迎える地区は次の通りです。よろしくお願ひ致します。

○更新地区

《石田町1丁目》

・期限 平成二十九年十月十五日

《みどりヶ丘北地域》

・期限 平成二十九年十一月八日

《見附第一町内》

・期限 平成三十年五月二十二日

○自動更新地区

《山添町地区》

・期限 平成二十九年八月九日

《シテイハイッ志段味まちづくり》

・期限 平成三十年一月二十七日

《丸屋町5丁目(南地区)》

・期限 平成三十年三月二十七日

《桐林地区》

・期限 平成三十年八月十九日

《戸部町南部地域》

・期限 平成三十年八月三十一日

■隣接地加入状況

(平成二十八年七月～平成二十九年六月分)

・丸屋町5丁目(南地区) 二筆

・洲山町3丁目町内会地区 一筆

・みどりヶ丘東地域 三筆

・みどりヶ丘北地域 三筆

■現在検討中の地区

名東区で、検討中の新規地区があります。

■事務局の異動のお知らせ

(退任) 森技師、(新任) 林技師

平成 28・29 年度名古屋建築協定連絡協議会役員

役 職	氏 名	地 区 名 等
会 長	鬼頭 國二	みどりヶ丘東地域(緑区)
副会長	榊山 不二夫	滝子町(昭和区)
副会長	河村 安憲	みどりヶ丘北地域(緑区)
幹 事	永江 征治	徳川一丁目ノ町地区(東区)
幹 事	加賀 逸雄	桐林地区(千種区)
幹 事	矢部 育男	鳴子町4丁目(4組)・5丁目(5・6組)区域(緑区)
顧 問	伊藤 政行	前名古屋建築協定連絡協議会会長 味鋺東地区(北区)
顧 問		住宅都市局建築指導部長

◇◇ 編集後記 ◇◇

今回の総会も、無事に行うことができました。今後とも名古屋市建築協定連絡協議会の活動にご協力のほどよろしくお願ひいたします。ご意見、ご要望等ありましたら、お寄せください。

編集委員 永江征治 加賀逸雄